

公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程

平成25年4月1日

規 程 第 7 0 号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）が法人の業務のため旅行する役員および職員（以下「役職員」という。）ならびに役職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張 役職員が業務のため一時その勤務地を離れて旅行し、又は役職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

(3) 扶養親族 役職員の配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(4) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務にある者」という場合には、公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号。以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号に規定する事務職員給料表による当該級の職務にある者とし、事務職員給料表の適用を受けない者については、別に定めるこれに相当する職務にある者をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員以外の者が、法人の依頼に応じ、業務を遂行するため旅行した場合には、その者に対し、実費の弁償として旅費を支給する。

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令もしくは旅行依頼を変更（取消しを含む。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

4 第1項および第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

(普通旅費の種類)

第4条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、高速道路等利用料、日当、宿泊料および食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費又は1キロメートル当りの定額により支給する。

6 高速道路等利用料は、自家用車による高速道路および有料道路の利用であって別に定めるものについて、その実費を支給する。

7 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
(特殊旅費の種類)

第5条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料および日額旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

5 日額旅費は第22条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅費は、在勤地又は出張地から目的地に至る経路および方法によって計算する。

(路程計算)

第7条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める路程により行う。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合には、同

項第1号又は第2号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を基点とすることができる。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(日当および宿泊料の定額の変動)

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(区分計算)

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする

するものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金および座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行

列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃および栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 役員又はこれらに相当する職務にある者については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 役員又はこれらに相当する職務にある者については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費による。ただし、実費額が不明であることその他やむを得ない事情がある場合には、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 第4条第6項の規定にかかわらず、秋田県内の市町村への旅行に係る日当は、支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得な

い事情により宿泊する場合は、この限りでない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 水路旅行中における宿泊料は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第19条 移転料の額は次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を新在勤地に移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を新在勤地に移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を新在勤地に移転する場合には前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を新在勤地に移転した際における移転料の定額が、役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を新在勤地に移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
 - 3 理事長は業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間は延長することができる。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は別表第1の日当定額の5日分および宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合には、別表第1の日当定額の3日分および宿泊料定額の3夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における次に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

ア 12歳以上の者 その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃および車賃の全額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者 アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者 その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料および着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第22条 日額旅費は、次の各号に掲げる旅行について第4条第1項に掲げる旅費に代え定額をもって支給する。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため同一の用務地に引続き7日を超えて滞在する旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、理事長が日額旅費を支給することを

適当と認めた旅行

- 2 日額旅費の額、支給条件および支給方法は別に定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、別表第1に定める基準の額を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第23条 在勤地内の旅行については、別表第1に規定する定額の範囲内で別に定める額の旅費を支給する。

- 2 赴任に伴う在勤地内の旅行については、旅費、移転料、着後手当および扶養親族移転料は支給しない。ただし、命令により居所を移転した場合は別表第2の移転料の範囲内で実費を支給する。

(退職者等の旅費)

第24条 旅行中に退職、解職、休職又は死亡した者には在勤地に至る前職務相当の旅費を支給する。ただし、刑事裁判又は懲戒処分により解職又は休職された者はこの限りでない。

(遺族の旅費)

第25条 役職員が旅行中に死亡した場合には、遺族が当該旅行をした場合に限り死亡地から死亡前の在勤地までの往復に要する前職相当の旅費を支給する。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は第2条第1項第4号に掲げる順序による。同順位者がある場合には年長者を先にする。

(旅費の調整)

第26条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

3 前2項の規定の統一ある適用を図るため必要な事項は、理事長が別に定める。

(旅費の特例)

第27条 理事長は、役職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該役職員に対しこれらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。

(外国旅行の旅費)

第28条 外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。この場合において、準用上必要な事項については理事長が別に定める。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規程第 号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第16条―第18条、第20条、第23条関係）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
理事長、副理事長、理事、監事およびこれらに相当する職務にある者	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
8級以下3級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
2級以下の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、秋田県の地域以外の地域をいい、乙地方とは、秋田県の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第19条、第23条関係）

区分	鉄道5キロメートル未満	鉄道5キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
7級以上の職務にある者	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000
6級以下の職務にある者	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

備考 路程の計算については、水路および陸路の4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

